

人材開発支援助成金

労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を促進するため、雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合や、人材開発制度を導入し労働者に対して適用した事業主に対して助成されるものです。次の4つのコースに分けられます。

- (1) 特定訓練コース
- (2) 一般訓練コース
- (3) キャリア形成支援制度導入コース
- (4) 職業能力検定制度導入コース

〈 〉内は[生産性要件](#)を満たした場合の支給額です。

(1) 特定訓練コース

OJT と Off-JT を組み合わせた訓練や若年者に対する訓練、労働生産性の向上に資する等訓練効果が高い 10 時間以上の訓練を実施した場合に助成金が支給されます。

【賃金助成】 1 時間当たり 760 円 〈960 円〉

【訓練経費助成】 実費相当額の 45%

- ・ 生産性要件を満たす場合または特定分野認定実習併用職業訓練の場合 60%
- ・ 生産性要件を満たし、かつ特定分野認定実習併用職業訓練の場合は 75%

(2) 一般訓練コース

特定訓練コース以外の 20 時間以上の訓練を実施した場合に助成金が支給されます。

【賃金助成】 1 時間当たり 380 円 〈480 円〉

【訓練経費助成】 実費相当額の 30% 〈45%〉

(3) キャリア形成支援制度導入コース

セルフ・キャリアドック制度、教育訓練休暇制度を導入し、実施した場合に助成金が支給されます。

【制度導入助成】 47.5 万円 〈60 万円〉

(4)職業能力検定制度導入コース

技能検定合格報奨制度、社内検定制度、業界検定制度を実施した場合に助成金が支給されます。

【制度導入助成】 47.5万円 〈60万円〉

【業界検定制度は軽費助成】 2/3